

駆け付け警護 来年5月にも

安保法初適用へ

政府は、安全保障関連法成立を受け、南スーダンで実施している国連平和維持活動(PKO)の任務に、早ければ来年5月から「駆け付け警護」を追加する方向で調整に入った。安保法で拡大する任務の初適用となる可能性がある。武器使用できる状況や手順を厳密に定めた新たな部隊行動基準(ROE)を、年内をめぐりに作成。これに沿った訓練を重ねた上で、駆け付け警護を加えた新たなPKO実施計画を閣議決定する方針だ。政府関係者が22日明らかにした。

当初は今年11月ごろ派遣する部隊からの適用を検討していた。だが新ROEの作成に時間がかかるほか、十分な訓練と情勢把握が必要との判断に傾いた。中谷元・防衛相も

政府が想定する南スーダンPKOでの「駆け付け警護」適用の日程

2015年	9月末ごろ	安全保障関連法の公布(6カ月以内に施行)
	11月下旬～12年内	第9次隊(陸上自衛隊中部方面隊)を派遣 部隊行動基準(ROE)を順次策定
16年	3月末ごろ	安保法施行
	5月下旬～6月	第10次隊(陸上自衛隊中部方面隊)を派遣 駆け付け警護を適用

安保法成立後、記者団に「準備不足のことは実施できない。安全を保障できる状態で、派遣しなければならぬ」と強調していた。

改正PKO協力は、武装集団に襲われた国連要員らを救出する駆け付け警護や、治安維持活動を実施可能とした。南スーダンPKOでは駆け付け警護に加え、他国軍との宿営地の共同防衛にも乗り出す。実際に駆け付け警護を実施するかどうかは、現地状況などに応じて判断する。

駆け付け警護は、安保法成立前は憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあるとして認められていなかった。南スーダンに派遣される部隊は、毎年5月末と11月末の半年ごとに交代している。政府は当初①8月に安保法を成立させ、直ちに新ROEを作成②11月までに訓練③来年2月ごろの法施行直後から

駆け付け警護 国連平和維持活動(PKO)に参加する自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使用して助ける任務。改正前のPKO協力は、武装集団が「国や国に準ずる組織」に当たる場合、憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあることから認められなかった。成立した安全保障関連法に含まれる改正PKO協力は、自衛隊の武器使用基準を緩和し、駆け付け警護を可能にする規定が盛り込まれた。

南スーダンPKO 2005年まで20年以上続いた内戦を経て、アフリカの南スーダンから分離独立した南スーダンの安定と開発への支援を目的とする国連平和維持活動(PKO)。正式名称は「国連南スーダン派遣団(UNMISS)」。日本政府は11年11月から司令部要員を、12年1月からインフラ整備を任務とする陸上自衛隊を派遣している。現在、日本が唯一行っているPKOで、司令部要員4人、施設部隊約350人が首都ジュバで活動中。韓国、中国なども部隊を送っている。

9/23 福4

ら新任務を実施する構想を描いていた。だが、こうした想定を記した防衛省の内部資料の存在を国会審議で共産党に指摘された問題化。審議への影響を避けるため、ROE見直し作業が遅れたことも影響した。政府が目指した8月上旬の法成立が9月へとずれ込み、法施行は来年3月末ごろとなる見通しだ。

今年11月からは陸上自衛隊中部方面隊、来年5月からは北部方面隊の派遣が予定されている。